

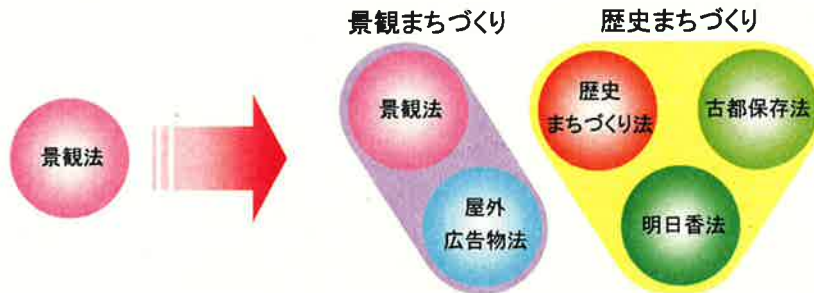
良好な景観と歴史・文化資産を活用した まちづくりについて

国土交通省 都市・地域整備局
公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室
平成20年10月

はじめに

景観室

景観・歴史文化環境整備室



景観まちづくり 市町村を中心に景観計画の策定の推進
 (景観計画策定市町村数: 9/1現在: 125 →平成24年度: 400)
 景観教育の展開(行政、学校、市民と協同した取組の推進)

歴史まちづくり 歴史的風致維持向上計画の認定の推進
 歴史的環境形成総合支援事業の推進

目次

○ 歴史・文化資産を活かしたまちづくり 5

○ 良好な景観を活かしたまちづくり 33

歴史・文化資産を活かしたまちづくり

歴史まちづくり法の概要について

正式名：地域における**歴史的風致**の維持及び向上に関する法律

(文部科学省(文化庁)・国土交通省・農林水産省共管)

平成20年5月成立

歴史的風致

- ◇ 歴史的価値の高い国民共有の文化的な資産
- ◇ 地域の歴史・文化を反映しつつ、営まれる人々の活動

市町村は、文化財行政とまちづくり行政の協働により、**文化財を中心として形成される歴史的風致※**を活かしたまちづくりを推進し、**国が地域の取組みを積極的に支援することにより**、国及び地域にとって貴重な財産である**歴史的風致の次世代への継承**を図る。



これまでの取り組み(文化財保護法) 国土交通省

○ 文化財保護法

文化財の保存・活用を図るため、重要なものを重要文化財等として指定等し、現状変更の規制や助成措置等を講ずる。

文化財

- 有形文化財
美術工芸品、建造物
- 無形文化財
演劇、音楽、工芸技術等
- 民俗文化財
民間資料、民間信仰、民間技術等
- 記念物
遺跡、名勝地、動物・植物等
- 文化的景観
瀬田、富士、雨宮路等
- 伝統的建造物群
信濃町、城下町、蔵街等
- 文化財の保存技術
- 埋蔵文化財

文化財保護の体系
市町村が決定 ⇨

指定 → 選定 → 登録 →

- 重要文化財 → 国定
- 登録有形文化財
- 重要無形文化財
- 重要有形民俗文化財
- 重要無形民俗文化財
- 登録有形民俗文化財
- 史跡 → 特別史跡
- 名勝 → 特別名勝
- 天然記念物 → 特別天然記念物
- 登録記念物
- 重要文化的景観
- 重要伝統的建造物群保存地区
- 選定保存技術

文化財保護法は、指定文化財等の保存・活用に係る措置中心

↓

文化財の周辺にある歴史的な建造物が残された良好な市街地を保全できない

7

これまでの取り組み(古都保存法) 国土交通省

○ 古都保存法(S41)

法令で市町村を規定、国が保存区域を指定し、保存計画を策定。古都における歴史的風土を形成するものとして、市街地の背景となる自然的環境(緑)を特別保存地区の指定により保全。

歴史的風土の概念図

歴史的建造物等

自然的環境

嵐山(京都市)

歴史的風土

歴史的な建造物や遺跡等とそれらを取り巻く樹林地等の自然的環境が一体となって古都らしさを醸し出している土地の状況

清水寺(京都市)

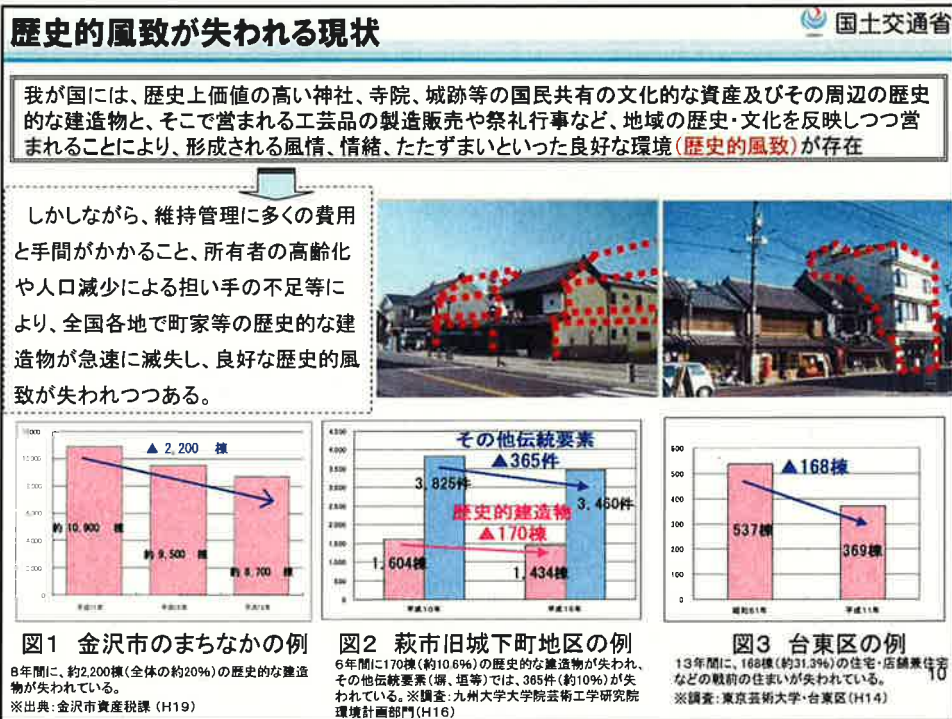
明日香村の棚田

古都保存法は、その対象を政令で京都・奈良・鎌倉等10市町村に限定

↓

全国の歴史まちづくりを支援できない

8



国土交通省、文化庁の審議会での方向性が一致

まちづくり行政(国土交通省・農林水産省)

社会資本整備審議会で「古都保存行政の理念の全国展開」を提言

文化財行政(文化庁)

文化審議会で「文化財と周辺環境を一体として捉え、保存・活用すること」を提言



社会資本整備審議会答申 今後の古都保存のあり方はいかにあるべきか(平成20年2月)

国は、現存する歴史的風致の保存・継承、及び消失するおそれのある歴史的風致の再生を図るまちづくりを積極的に推進するため、新たな支援措置または既存制度の特例措置を講ずる制度の枠組みを構築するべきである。

文化審議会文化財分科会企画調査会報告書(平成19年10月)

地域の文化財を周辺環境も含めて総合的に把握し、保存・活用する地方公共団体が中心となった取組を、国が支援する具体的な仕組みが必要である。

11

歴史まちづくり法(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)の概要

歴史的風致とは、歴史上価値の高い神社、寺院、城跡等の**国民共有の文化的な資産**及びその周辺の**市街地**と、地域の**歴史・文化**を反映しつつ営まれる人々の活動が一体となって形成される**良好な市街地の環境**

歴史まちづくりを進める市町村の認定

- 市町村全域の方針、重点区域、具体の施策について文化財行政とまちづくり行政が協働して推進する計画を作成
- 市町村の申請を受け、国としての基本方針に基づき、文科大臣、国交大臣及び農水大臣が計画を認定

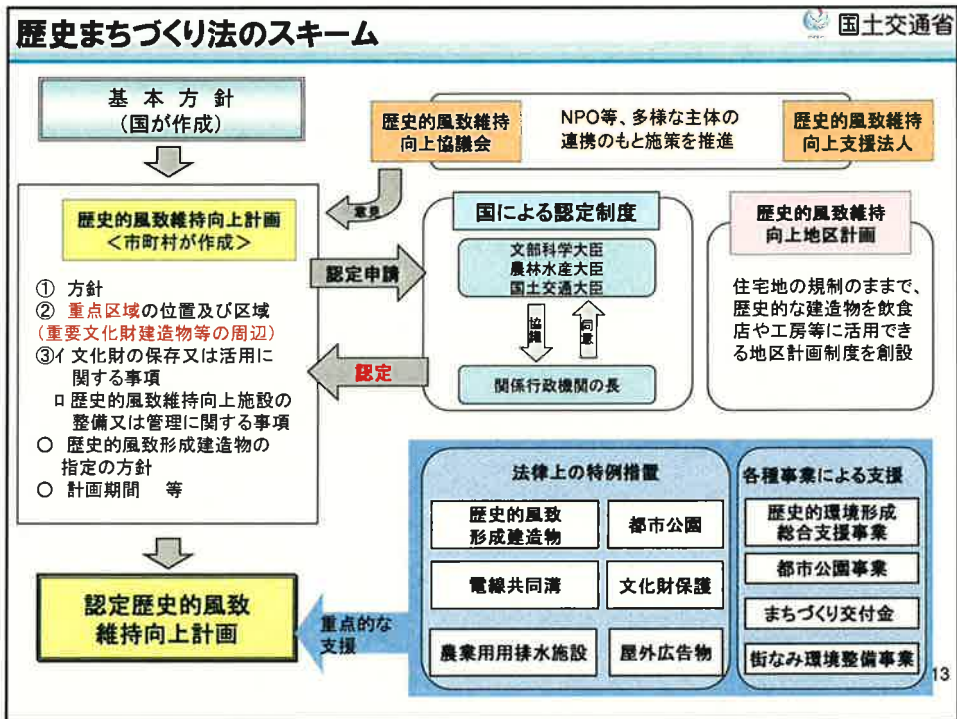
認定計画に基づく特別の措置

- 市町村が建造物を指定し、届出勧告制・市町村等の管理代行により保全
- 申出により、管理や修理について文化庁が技術的指導
- 郊外における復原を迅速に行うことを可能とする開発許可の特例措置
- 農用地区域内の歴史的な農業用水路・水門等を保全するための特例の追加

重要文化財等と一体で歴史的風致を形成する建造物の復原・再生を支援

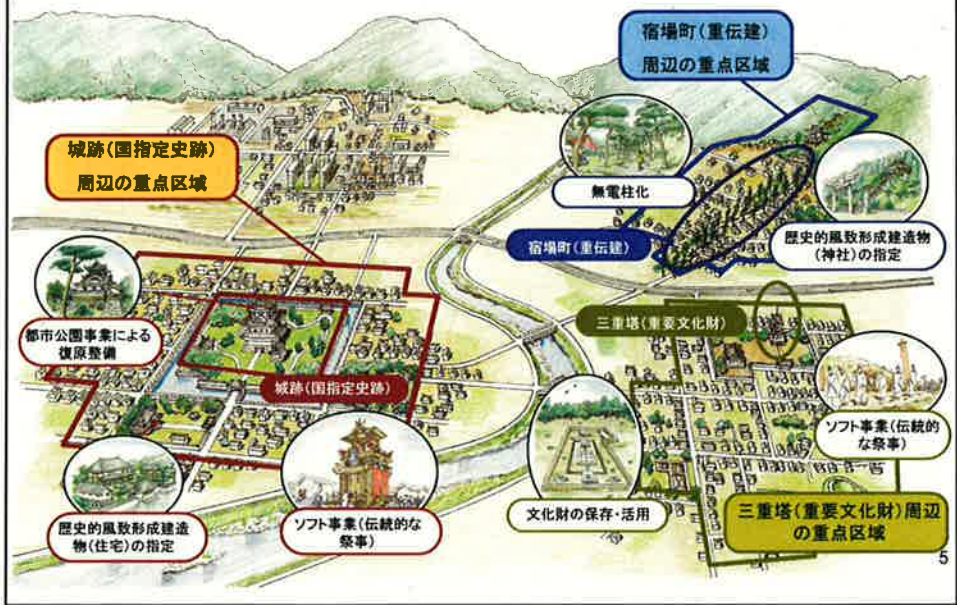
- 歴史的環境形成総合支援事業の創設
- 都市公園事業、まちづくり交付金、街並み環境整備事業等の拡充

12



- ### 歴史的風致維持向上基本方針
- 国土交通省
- 法第4条に基づき国が策定するもので、歴史的風致の維持及び向上の意義、重点区域の設定や計画の認定等、歴史的風致の維持向上に関する国としての基本的な方針であり、市町村の歴史的風致維持向上計画は、基本方針に則して策定しなければならない。
- I. 地域における歴史的風致の維持及び向上の意義に関する事項
 - II. 重点区域の設定に関する基本的事項
 - III. 文化財の保存及び活用に関する基本的事項
 - IV. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的事項
 - V. 良好な景観の形成に関する施策との連携に関する基本的事項
 - ・景観計画等の活用、都市計画手法の活用 等
 - VI. 歴史的風致向上計画の認定に関する基本的事項
 - ・歴史的風致維持向上計画の認定手続き 等
 - VII. その他地域における歴史的風致の維持及び向上に関する重要事項
 - ・歴史的風致維持向上地区計画
 - ・歴史的風致維持向上協議会
 - ・歴史的風致維持向上支援法人 等

歴史まちづくり計画(歴史的風致維持向上計画)のイメージ 



歴史的風致形成建造物制度 

【歴史的風致形成建造物】(第12条～21条)
 市町村長が、重点区域内の歴史的な建造物を、歴史的風致維持向上計画に即して歴史的風致形成建造物として指定。指定された建造物の増改築、除却等については、30日前までに市町村長への届出が必要。
 届出を受け市町村長が必要に応じ勧告、あっせんその他の措置を実施。
 当該建造物が文化財であるときは、所有者等は、文化庁長官に管理又は修理に関する技術的指導を求めることができる。



農用区域内における開発許可の特例

【農用区域内の開発行為の特例】(第23条)

農業用排水路の増改築を行うにあたり、施設が歴史的風致の維持・向上に支障がある場合に、許可できないこととすることができる。



○まちなみの中で歴史的風致の形成に寄与している用水路

文化財保護法に基づく事務の特例

【文化財保護法の規定による事務の特例】(第24条)

重要文化財等に関する文化庁長官の権限に属する事務のうち、現状変更の許可等に関するものの一部について、認定町村の教育委員会が行うこととすることができる。

都市公園・広告物に関する特例

【都市公園法の特例】(第25条)

認定市町村は、歴史的風致維持向上計画に基づき、都道府県が公園管理者である都市公園において、公園管理者の権限を代行して公園施設の維持又は新設、増設若しくは改築を行うことができる。



【都道府県公園内において市町村が管理する例】

【屋外広告物法の特例】(附則第4条)

都道府県の屋外広告物法に基づく条例制定に関する事務について、認定市町村に条例制定権限を委譲。



色彩に配慮したコンビニの看板



屋外広告物の除却

電線共同溝法の特例

【電線共同溝の特例】(第30条)

道路交通量にかかわらず、地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動の円滑化のために必要な場合についても、電線共同溝整備道路として指定することができる。



○祭の山車の支障となる電線



○山車が電線に引っかからないか確認する必要がある

特別緑地保全地区の事務の特例

【特別緑地保全地区における行為の制限に関する事務の市町村長による実施】(第29条)

都道府県知事等の権限である特別緑地保全地区の許可等の事務について、認定市町村の長が行うことができる。

19

歴史的風致維持向上支援法人

【歴史的風致維持向上支援法人】(第34～37条)

地域が一体となって歴史的風致の維持向上に向けた取り組みを行うため、専門的知識や実績等を有する公益法人、NPO法人を市町村長が歴史的風致維持向上支援法人に指定。

(主な業務)

- ・歴史的風致維持向上施設に係る情報提供
- ・歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業の実施
- ・関連する土地の取得・管理
- ・歴史的風致形成建造物に関する助言その他援助
- ・農業用排水施設、歴史的風致形成建造物の管理
- ・調査研究業務 等

支援法人のイメージ (財)京都市景観・まちづくりセンター



セミナーの開催



建造物の改修支援

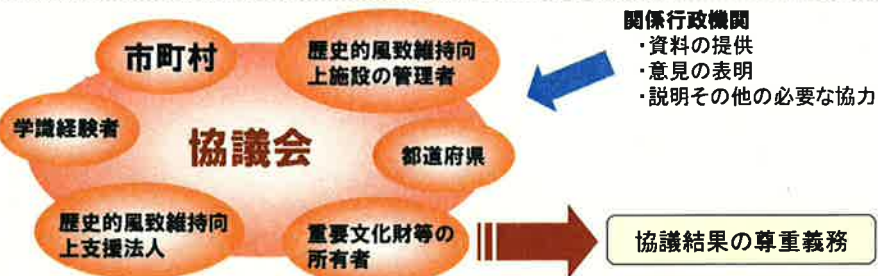
20

歴史的風致維持向上協議会

【歴史的風致維持向上協議会】（第11条）

市町村は、歴史的風致維持向上計画の作成等に関する協議や、その実施に係る連絡調整を行うため、関係者からなる協議会を設置できる。

- 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 協議が調った事項については、協議会の構成員は、その結果を尊重しなければならない。



21

歴史的風致維持向上地区計画制度

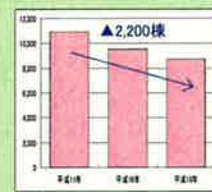
（歴史的な建造物の現状）

＞歴史的な建造物の喪失

- ・金沢市のまちなかでは、8年間に約20%の歴史的な建造物が喪失

＞歴史的な建造物の管理の難しさ

- ・歴史的な建造物の管理には、多くの手間や費用
- ・第1種低層住居専用地域等の指定による厳しい用途の制限
(Ex. 第1種低層住居専用地域では、住宅以外はほとんど立地不可。)



建築物の利活用が難しく、
保全が困難

町家が壊され空き地に。



22